

アイ えらぶ ふくしま



福島県は、今年で県政150年。

このまちを、好きだなと思う瞬間がある。

ずっと残したい景色がある。

育てていきたい未来がある。

そんな、私たちの

「ふくしま愛」を一票に。

ここから次のふくしまが動き出す。

期日前・不在者投票

10.9^金→24^土

第23回 福島県知事選挙

投票日 10.25^日

福島県選挙管理委員会・福島県明るい選挙推進協議会

福島県選挙管理委員会



投票の仕方など、詳しくは
WEBサイトをご覧ください

投票は18歳から



福島県知事選挙 投票日10月25日（日）

投票は
18歳から
行えます

選挙に関する情報はこちらのサイトから 候補者の情報をご覧になれます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度又は**不在者投票制度**を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。



期日前投票制度・不在者投票制度

■期 間／ 福島県知事選挙 10月9日（金）～10月24日（土）

■時 間／ 8：30～20：00（※一部、異なる場合があります）

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

選挙が行われていない福島県外の市区町村で不在者投票を行う場合、不在者投票の出来る時間は執務時間内（一般的には平日の8：30から17：00まで）となりますのでご注意ください。

■場 所／ 期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手 続／ 期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します
不在者投票：以下の手続により投票してください

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ持参又は郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、福島県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしていただき。投票ができなくなります。

3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会へ持参して投票してください。滞在地（避難先）の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

期日前投票はこんなときにできます

仕事、学業、本人又は親族の結婚式等の場合

※自宅で商店等を営んでる方も期日前投票ができます。

※結婚式の仲人や司会、あるいは葬式で手伝うことになっている方も期日前投票ができます。



投票区の区域外に出かけたりする場合

※家族旅行やショッピングに出かける方も期日前投票ができます。



病気、けが、出産等のため歩行ができない場合



引越し等をして他の市町村に住んでいる場合



期日前・不在者投票の詳細については、福島県選挙管理委員会（024-521-7062）又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。